

議案第80号	三田市教育振興基本計画の策定について
総務課	三田市教育振興基本計画を策定するに当たり、三田市議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を求めるもの。

【教育振興基本計画の構成】

第1章 計画の策定にあたって

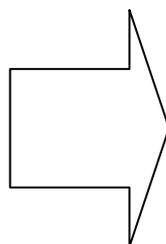
- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ、対象範囲、計画期間
- 3 教育に関する制度等の状況
- 4 子どもの教育を取り巻くわが国の現状

第2章 三田市の教育がめざす姿

- 1 基本理念とめざす子ども像
- 2 基本目標
- 3 子どもの育ちと学びを支える基本的な役割
- 4 施策の体系

第3章 施策の展開

- 1 幼児期の教育の充実
- 2 「確かな学力」の育成
- 3 「豊かな心」の育成
- 4 「健やかな体」の育成
- 5 多様な教育的ニーズに応じた教育の推進
- 6 信頼される学校づくりの推進
- 7 教育環境と教育条件の整備
- 8 学校・家庭・地域の連携と協働
- 9 家庭・地域の教育力の向上
- 10 「学び」が活かせる環境づくりの推進



計画期間（5年間）における目標の設定

第4章 計画の推進

- 1 計画の進行管理
- 2 計画の見直し